

実際に送られているはがき

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ
訴訟管理番号(つ) 267

この度、貴方の利用されておりました契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めてご通知致しますとともに、訴訟取り下げ最終期日を経て裁判を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理されまして裁判所の許可を受けて執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、不動産や不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきます。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては当局にて承っておりますので、下記までお問い合わせ下さい。

この度は、民事訴訟に関するご通達となりまして、個人情報保護や守秘義務などが御座いますので、ご本人様からご連絡頂きます様お願い致します。

訴訟取り下げ最終期日 平成30年 3月22日

取り下げ等のお問い合わせ相談窓口
03 [REDACTED]

受付営業時間(日、祝日は除く)
平日 9:00~20:00 / 土曜日 11:00~17:00

法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター
〒100-8977 東京都千代田区霞が関 [REDACTED]

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を ご通知致します。

管理番号(わ) 322 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び不動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきます様お願い致します。

裁判取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年2月21日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター
東京都千代田区霞が関 [REDACTED]

取り下げ等のお問い合わせ窓口 03 [REDACTED]

受付時間 9:00~20:00(日、祝日を除く)

こんなはがきには必ず注意を

はがきが届いたときは？

- 1 絶対に連絡をしない**
電話番号などの個人情報を知られる恐れがあります。
- 2 名称に惑わされない**
公的な機関を装っています。決して惑わされてはいけません。
- 3 一切支払わない**
一度支払ってしまうと次々と請求が続きます。身に覚えのないことには応じる必要はありません。

法務省管轄支局民間訴訟告知センターなど、公的な機関を装い「訴状が提出された」「差し押さえ」などの言葉で不安をあおっています。連絡してしまうと言葉巧みに誘導され、最終的にはプリペイドカードなどの電子マネーを買わされ、お金を支払わせる手口。全国的に被害が相次いでいます。

親族だけでなく、警察官や弁護士なども装い、年々私たちが想像する以上に詐欺の手口は巧妙化し、その被害は留まることなく続いています。市内では、本市の職員を名乗り「医療費の還付金があり、金融機関から電話が入ります」などと架空の電話があり、その後、金融機関の職員を装った者からの電話にだまされ、ATM(現金自動預払機)で現金を振り込んでしまった還付金詐欺事件が発生しています。近隣市では携帯電話に「有料動画サイトの未納料金がある」などのメールが届き、記載の連絡先に電話をしてしまったために、相手に指示されるままにコンビニで現金を支払い、だまし取られた架空請求詐欺事件や、「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」のはがきが届き、問い合わせ先に電話をしたところ、弁護士を装う者から「訴訟の取り下げにはお金が必要、コンビニ収納代行サービスでお金を支払ってほしい」と指示される詐欺事案も発生しています。

次の標的は
あなたかも知れない
気を付けよう！
ニセ電話詐欺と
消費トラブル


悪質な手口により皆さんの大切なお金をだまし取る詐欺行為は依然として後を絶ちません。多治見警察署管内でも架空請求、還付金詐欺などの事案が多発しています。皆さんが被害者にならず安心して暮らせるよう、今号はニセ電話詐欺や消費トラブルの実態にせまります。

問 まちづくり推進課 内線185

お知らせ

岐阜県警察 安心・安全メール

岐阜県警察では、振り込め詐欺・悪質商法などの注意喚起や犯罪・防犯に関する情報を配信しています。



最近、特に架空請求や還付金詐欺が多発しています。多治見警察署管内は県内でも詐欺事件・被害者が多い地域で、署員一丸で対策に力を入れています。

詐欺グループは身近な人物、医者や警察をも語ります。言葉巧みにだまし、考える隙を与えません。皆さん、うまい話には裏があります。疑わしいことは相手に連絡、振り込んでしまう前に、まずは慎重になって家族や警察に相談してください。



多治見警察署生活安全課長 亀山真弘さん

電話やメール、郵便物などにより預金口座へお金を振り込ませ現金やキャッシュカードをだまし取るニセ電話詐欺。その手口は巧妙化し、各地で大切なお金や財産がだまし取られてしまう事件が多発しています。本市でも「利用した覚えがない請求が届いたがどうしたらよいか」「料金が未納なので訴訟を起す」という内容のはがきが来た」などの相談が多く寄せられています。

請求の名目はアダルト情報番組やスマートフォンアプリのダウンロード、通販サイトを利用した購入代金の未納などさまざまです。請求パターンは、実在する通販会社や国の許可を受けた債権回収業者を名乗る、強制執行など裁判手続きをちらつかせるなど、あの手この手を使っています。

皆さん、その魔の手がいつ忍び寄ってくるかわかりません。一度お金をだまし取られてしまうと取り返すことは非常に困難です。自分自身や大切な家族が被害者とならないよう、冷静になって考えてみましょう。

ニセ電話詐欺の手法と現状

ニセ電話詐欺にはさまざまな分類と手口があります。被害に合わないよう手口を確認しましょう。

ニセ電話詐欺		分類	主な手口
振り込み詐欺	オレオレ詐欺	親族や警察官、弁護士などを装い高額の補填や借金返済を名目に送金させる	
	架空請求	架空の事実を口実として料金を請求する	
	融資保証金詐欺	実際は融資をしないのに、融資の保証金や審査料を名目にお金を払わせる	
	還付金詐欺	公務員を装い、税金や保険料の還付手続きと称してATMを操作させ送金させる	
振り込み類似詐欺	金融商品等取引	実態を上回る価格で未公開株や社債、外国通貨を購入させる	
	ギャンブル必勝法	宝くじの当選番号やパチンコ攻略法などの虚偽の情報を提供して情報料を払わせる	
	異性紹介	一度だけ異性と会わせたり、異性の偽物の情報を提供したりするなどして会員登録料を払わせる	
	その他	上記に該当しない、電話やほかの通信手段で対面せずにお金をだまし取る	

早めの相談消費トラブル

これまで紹介してきたニセ電話詐欺のほかに、物を購入・契約するといった私たちの暮らしの中にもさまざまなトラブルが存在しています。最近、市内ではスマートフォン上の契約上のトラブルや通信販売によるトラブルの相談が増えています。また、自宅に訪問して着物や貴金属などを買い取る訪問購入の相談も見受けられます。

スマートフォンの契約

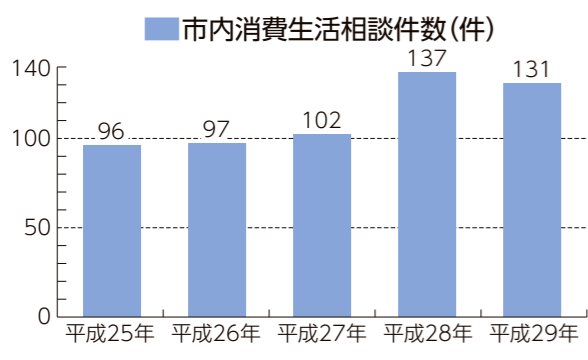
一般的にスマートフォンの契約は、①通話やデータなどの通信料 ②端末の割賦契約 ③補償などのオプションの3つから成り立っています。契約の際、消費者は「携帯端末実質無料」といったことが目がいきがちですが、複雑な割賦代金の仕組みを理解しないまま契約をしてしまっている方や、多様なオプションサービスにより、不要な契約をしてしまっている方が見受けられます。

通信販売による定期購入

初回の購入は「お試し」「初回購入価格」など通常より「お得」であることや、ネット上の口コミを見て購入に至ることが多いと思います。しかし、重要事項を読み落とし、てしまいそうな小さな文字で記載している販売画面や広告もあり、消費者は「定期購入」などの契約条項を見落とし、てしまっているようです。

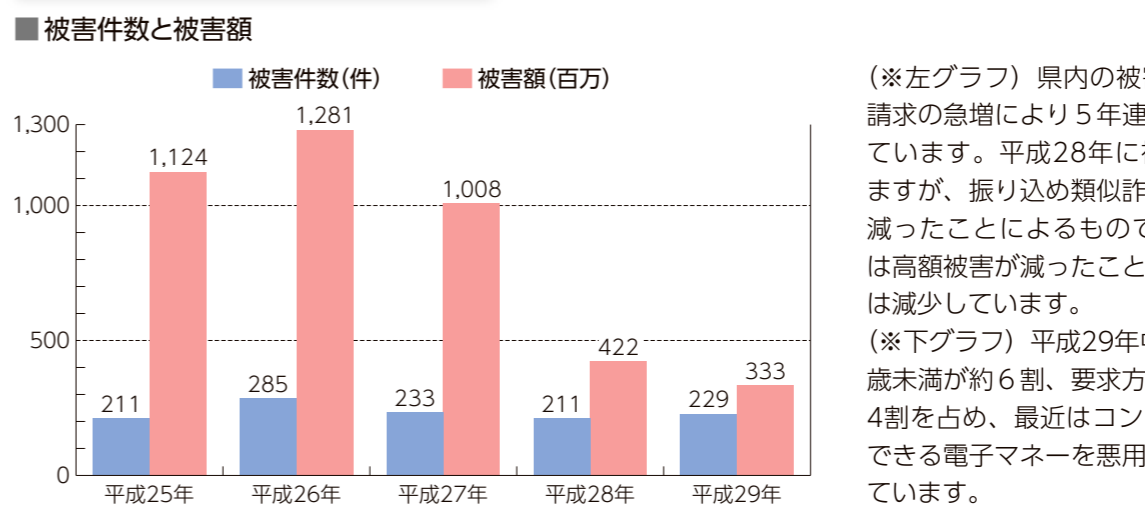
訪問購入

「着物や貴金属を買い取る」との勧誘電話から自宅を訪れ、市場価格より相当安価で買い取られてしまうトラブルです。強引な場合は家に上がり込んで貴金属などを探し回ること、も報告されています。買い取り業者には、8日間は品を渡さなくてはならず、また、クーリングオフ制度を説明する義務が課されています。



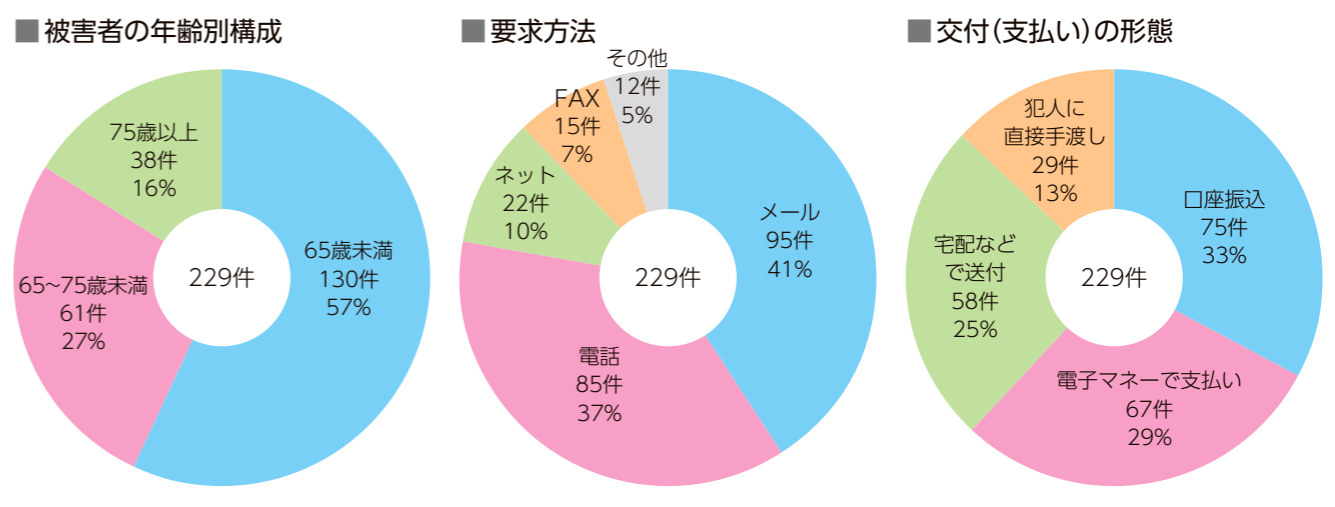
■平成29年
市内の消費生活相談を受けた
トラブルの額
約5,650万円

県内のニセ電話詐欺の被害件数・状況
県内の被害件数や被害状況などを数字やグラフで見てください。(資料：岐阜県警察ホームページ)



(※左グラフ) 県内の被害件数は、架空請求の急増により5年連続200件を超えています。平成28年に被害額が減少しますが、振り込み類似詐欺件数が大幅に減ったことによるものです。平成29年は高額被害が減ったことにより、被害額は減少しています。

(※下グラフ) 平成29年中の被害者は65歳未満が約6割、要求方法はメールが約4割を占め、最近ではコンビニなどで購入できる電子マネーを悪用した詐欺が増えています。



5月は消費者月間
「ともに築こう 豊かな社会 ~誰一人取り残さない~」

少しでも **不安** に思ったら
まずはご相談ください。

消費者ホットライン
☎188 (いやや)

土岐市・多治見市・瑞浪市のいずれかの消費生活相談窓口、もしくは県民生活相談センターにつながります。

土岐市消費生活相談窓口
☎54-1111 (内線185)
月~金曜日・午前9時~午後4時

消費生活相談窓口には訪問販売やネット通販などでトラブルにあったなど、契約トラブルに関することや架空請求などのさまざまな相談が寄せられます。購入や契約はとても身近なことであり、誰もがトラブルに遭う可能性があるのです。

私は過去にキャッチセールスによるエステティック契約や、言葉巧みなセールスによって高額な呉服の契約をしてしまった経験があります。冷静になればそれらは不要な契約で、ただ後悔するしかありませんでした。そんな経験もあり、少しでもトラブルに遭った人の力になればと思い、消費生活相談員となりました。

私たち相談員は、消費者が安心して消費生活を送ることができるよう、手伝えることが仕事です。契約前、契約後にかかわらず少しでも不安に思うことは、一人で悩まず、ぜひ気軽に相談ください。

東濃西部広域事務組合
消費生活相談員 佐藤さん